

## 西宮市ふるさと納税推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化を図ることを目的として、西宮市へふるさと納税を行った個人（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく西宮市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。以下「寄附者」という。）に対して返礼品の贈呈及び西宮市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金に係る寄附をいう。
- (2) 地元事業者 西宮市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人等をいう。
- (3) 返礼品 地元事業者が取り扱う商品等で、第5条第1項又は第6条第1項の規定による承認を受けたものをいう。
- (4) 返礼品協力事業者 第5条第1項の規定による承認を受けた地元事業者をいう。
- (5) 業務代行事業者 ふるさと納税のポータルサイトによる寄附受付や返礼品の発注及び配送管理並びに返礼品に関する問合せ対応業務を効果的に運営するため、市が指定する事業者をいう。

### (返礼品の贈呈等)

第3条 市長は、寄附者（ふるさと納税額が1万円以上の者をいう。ただし、返礼品として電子クーポン券を希望する場合は、1万円未満の者も含む。）に対し、ふるさと納税額の3割以下に相当する額の範囲内で返礼品（商品代、梱包資材費、消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りではない。

- 2 第1項の規定による返礼品の贈呈は、返礼品協力事業者が業務代行事業者を通じて寄附者に発送することにより行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により寄附者へ返礼品を送付した返礼品協力事業者に対し、ふるさと納税額に対して3割を上限とした実費を、業務代行事業者を通じて支払うものとする。

### (返礼品協力事業者の応募要件)

第4条 本事業における返礼品協力事業者に応募できる者は、この要綱の内容に同意し履行できるものの他、以下のいずれにも該当しない地元事業者とする。

- (1) 市税の滞納がないこと
- (2) 事業者の代表者等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託の請負契約を締結する事務所の代表者）が、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）における暴力団（第2条第1号）、暴力団員（同条第2号）又は暴力団密接関係者（同条第3号）に該当しない

こと

- (3) 事業者の提供する返礼品が、商法の他各種法令等に違反していないこと  
(返礼品協力事業者等の承認)

第5条 地元事業者で、第3条第2項に規定する方法による返礼品の発送を行う法人等として事業への参加を希望するものは、返礼品の対象となる商品等（以下、「対象商品」という。）とともに市長の承認を受けなければならない。

2 対象商品は、平成31年総務省告示第179号第5条に定めるいずれかの商品等とする。

3 第1項の規定による承認（以下「参加承認」という。）の申請は、西宮市ふるさと納税返礼品協力事業者参加申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認めた書類は、その添付を省略することができる。

- (1) 対象商品の内容がわかる写真及びパンフレット
- (2) 市税完納証明書
- (3) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に関する誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、同条第2項に定めるいずれかの商品等であるか精査し、結果を西宮市ふるさと納税返礼品協力事業者参加承認書（様式第2号）により、当該申請書を提出した法人等に通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 返礼品協力事業者は、前条の規定による承認を受けた対象商品について、その内容を変更、追加、取下げしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の申請は、西宮市ふるさと納税返礼品内容変更等申請書（様式第3号。以下、「変更等申請書」という。）に次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

- (1) 新たに追加、変更しようとする対象商品の内容がわかる写真及びパンフレット
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の変更等申請書の提出があった場合において、その内容を精査し、結果を西宮市ふるさと納税返礼品内容変更等承認書（様式第4号）により、当該変更等申請書を提出した返礼品協力事業者に通知するものとする。

(参加の辞退)

第7条 返礼品協力事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、西宮市ふるさと納税返礼品参加辞退届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(参加承認又は変更等承認の取消し)

第8条 市長は、返礼品協力事業者又は返礼品が事業にふさわしくないと認められる場合は、第5条第4項又は第6条第3項の規定による承認を取り消すことができるものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月1日から施行する。